

# 原子力発電所事故における 南相馬市の状況について

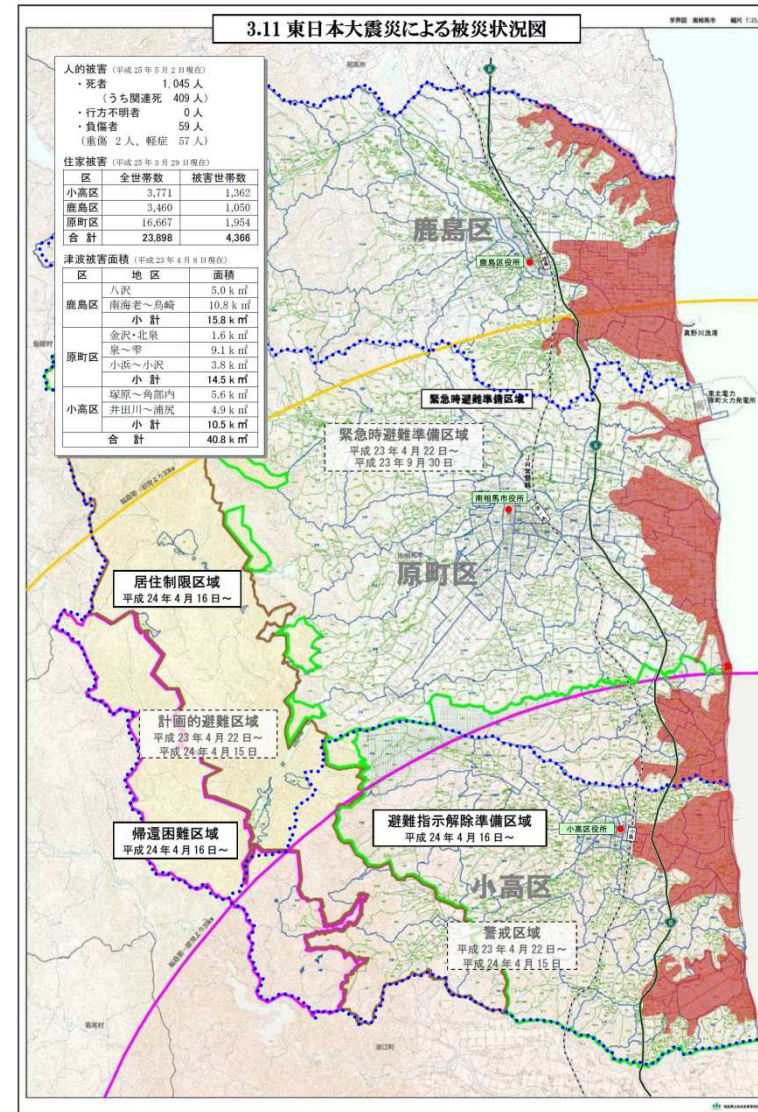
平成25年6月22日

南相馬市

# 1 これまでの経過

平成 23 年

- 3月11日 14:46 南相馬市で震度6弱を観測
  - 3月11日 15:35頃 津波到達
  - 3月12日 5:44 福島第一原子力発電所から半径10km圏内の住民に避難指示
  - 3月12日 18:25 福島第一原子力発電所から半径20km圏内の住民に避難指示
  - 3月15日 11:00 福島第一原子力発電所から半径20km以上30km圏内の住民は外出せず、自宅など屋内に待機の指示
  - 3月15日～17日 市がバスで市内の避難所から市外に避難を誘導(2,304人)
  - 3月18日～20日 市がバスで集団避難を誘導(3,137人)
  - 3月25日 市がバスで集団避難を誘導(269人)  
※25日までの集団避難や自主的避難により1万人程度(見込)にまで人口が減少
  - 4月21日 11:00 福島第一原子力発電所から半径20km圏内を警戒区域に指示(4月22日0:00警戒区域に設定)
  - 4月22日 9:44 福島第一原子力発電所から半径20km以上30km圏内に指示していた屋内への退避を解除、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定
  - 7月21日 12:30 特定避難勧奨地点として57地点(59世帯)を設定
  - 8月3日 12:00 特定避難勧奨地点として65地点(72世帯)を追加設定
  - 9月30日 18:11 緊急時避難準備区域を解除
  - 11月25日 10:00 特定避難勧奨地点として20地点(22世帯)を追加設定
- 平成 24 年
- 4月16日 0:00 警戒区域及び計画的避難区域を、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直し



## 2 住民の避難等の状況

### ○人口について

震災前の71,561人から64,368人に減少 (H25.6.1住民基本台帳)

### ○避難等の状況について (H25.5末現在南相馬市避難者情報及びH25.4南相馬市教育委員会調べ)

- ◆市外避難者：16,138人 (約22%)
- ◆市内避難者 (津波被災者含む)：11,254人 (約15%)
- ◆転出者：6,411人 (約9%)
- ◆市内居住者：46,512人 (約65%)
- ◆子育て世代 (20～39歳) の約44%が市外へ避難
- ◆小中学校の児童生徒数は約54%に減少
- ◆保育園・幼稚園の児童数は約40%に減少

※「〇〇%」はすべて事故前の人口、生徒・児童数に対する割合

**若い世代の流出  
が復興のスピード  
を減速させる**

### ○避難者の帰還意向について (H24.8旧警戒区域及び旧計画的避難区域の市民を対象とした意向調査)

- ◆「戻りたい」43% **戻るための条件**
- ◆「戻りたくない・戻らない」21%
- ◆「現在は未定 (悩んでいるなど)」34%

- ①「事故の収束」
- ②「線量の低下」
- ③「十分な賠償」
- ④「福祉・医療サービスの再開」

## 3-① 雇用・事業所の状況

○鹿島区、原町区(旧警戒区域外)の雇用と事業所等の状況について

◆震災前の事業所数約3,000、従業員数約24,000人



◆震災後の事業所数約2,500、従業員数約20,000人



事業所数及び従業員数ともに約16%の減少

○小高区(旧警戒区域内)の雇用と事業所等の状況について

◆震災前の事業所数約550、従業員数約4,000人



◆震災後の事業所数131、従業員数約900人

※事業再開の状況(対象事業所数476、H25.4小高区役所調べ)

- ・小高区で再開31件 ・市内(原町区、鹿島区)で再開100件
- ・市外で再開61件 ・廃業36件 ・その他未再開等248件



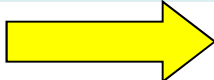
避難指示等による事業所の休止や閉鎖により3,000人以上の雇用を失う

## 3-② 雇用・事業所の状況

○相双地方の雇用状況について(相双ハローワーク調べ、福島労働局「最近の雇用失業情勢」)

◆雇用保険加入者: 約44,000人 (H23.1) ⇒ 約32,000人 (H25.4) (▲1万2千人)

◆有効求人倍率: 0.54倍 (H23.2) ⇒ 1.92倍 (H25.4)



事業所の休止や閉鎖により働く場が失われた一方で、復興需要の高まりによる労働力不足が発生



働く場の確保と雇用のマッチングが大きな課題

## 4 医療・介護の状況

○医療施設(病院)の状況について(H25.5南相馬市健康づくり課調べ)

- ◆病院施設数:事故前8施設⇒6施設(▲2)
- ◆病床数:事故前1,329床⇒523床(▲806)
- ◆常勤スタッフ医師数:事故前54人⇒51人(▲3)
- ◆常勤スタッフ看護師:事故前451人⇒340人(▲111)
- ◆常勤スタッフ技師・事務職員等:事故前645人⇒418人(▲227)

○介護施設(入居系)と介護認定者の状況について(H25.5南相馬市長寿福祉課調べ)

- ◆介護施設数:事故前15施設⇒12施設(▲3)
- ◆床数:事故前680床⇒491床(▲189)
- ◆職員数:事故前529人⇒390人(▲139)
- ◆要支援・要介護認定者数:事故前2,761人⇒3,380人(619)



慢性的な人手不足により、医療・介護環境が悪化

## 5 農業・農業者の状況

### ○農業、農地の状況について

- ◆震災以降作付制限及び作付自粛が続いており、今年で3年目をむかえる。
- ◆水田面積6,802haのうち、122haで実証栽培及び試験栽培を実施中であり、それ以外は耕作しておらず、農地保全・荒廃抑制等の対策を講じている。

### ○農業者の営農意向について(H23.9及びH24.9南相馬市アンケート調査)

- ◆鹿島区(30キロ圏外)(H23.9)
  - 58.8%「営農を継続したい」
  - 22.4%「農業をやめたい」
  - 15.0%「迷っている」
  - 3.8%「無回答」

- ◆原町区(旧緊急時避難準備区域)(H23.9)
  - 55.5%「営農を継続したい」
  - 20.4%「農業をやめたい」
  - 19.0%「迷っている」
  - 5.1%「無回答」

- ◆小高区(旧警戒区域)(H23.9)
  - 35.8%「営農を継続したい」
  - 30.8%「農業をやめたい」
  - 26.0%「迷っている」
  - 7.4%「無回答」

- ◆小高区(旧警戒区域)(H24.8)
  - 25.0%「営農を継続したい」
  - 46.3%「農業をやめたい」
  - 27.4%「迷っている」
  - 1.3%「無回答」

時間の経過とともに営農再開の意欲が低下

## 6-① 損害賠償に係る問題点、今後の課題

### ○避難指示解除準備区域及び居住制限区域について

①避難指示解除準備区域及び居住制限区域内の財物については、震災から2年3か月を経過し、雨漏りによる腐食、鼠や猪などの害獣による被害により荒廃しており、避難指示期間に応じた賠償割合が異なる現在の賠償基準は実態を反映できていない。そのため、住民が早期の帰還に前向きになれない状況にある。

➡ **避難指示期間と賠償金割合を切り離し、町の機能低下や荒廃の実態を十分に把握し、実質的かつ合理的な考えのもとで全損扱いとし、帰還困難区域と同様の取扱いとすることが必要**

②避難指示区域内の土地などの財物について、東京電力との合意前に売却した場合は、売却収入が賠償額から差し引かれるため、復興事業での土地の買取が進まない。

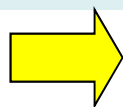
➡ **円滑な復興事業の推進のため、東京電力との合意前に売却した場合でも賠償額から差し引かない対応が必要**



## 6-② 損害賠償に係る問題点、今後の課題

### ○特定避難勧奨地点及びその周辺地域について

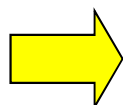
特定避難勧奨地点とその周辺地域のほとんどの住民は、避難生活を送っており、土地、建物の管理が出来ない状況にあるにもかかわらず、旧警戒区域と賠償の取扱いが異なっている。



**特定避難勧奨地域の土地、建物及び家財の賠償については、旧警戒区域と同様の取扱いとすることが必要**

### ○旧緊急時避難準備区域及び30km圏外について

①本市は、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域及び30km圏外の区域に分かれているが、特に旧緊急時避難準備区域と30km圏外の精神的損害の賠償の違いによって地域の分断を招いている。

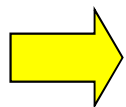


**旧緊急時避難準備区域と30km圏外の住民については、原発事故により同様の精神的苦痛を受けていることから、精神的損害の賠償について差が生じないように同様の取扱いとすることが必要**

## 6-③ 損害賠償に係る問題点、今後の課題

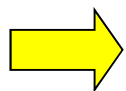
○旧緊急時避難準備区域及び30km圏外について(続き)

②旧緊急時避難準備区域及び30km圏外の財物について、原発事故の影響で資産価値が下がっているにもかかわらず、価値減少分に対する補償がない。



**旧緊急時避難準備区域及び30km圏外の財物について、資産価値減少分に対する補償が必要**

③旧緊急時避難準備区域及び30km圏外については、避難指示により隣接する小高区及び双葉郡の商圈を失っていることやいわき方面への交通網が寸断されていることにより、現在も経済活動は著しく停滞しており、商圈の回復には相当の期間を要する。



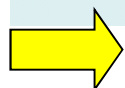
**旧緊急時避難準備区域及び30km圏外の営業損害及び就労不能損害について、隣接する地域の避難指示が解除され、人口と商圈が回復するまでの十分な期間について、補償を継続することが必要**

## 6-④ 損害賠償に係る問題点、今後の課題

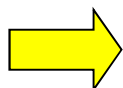
### ○その他の問題について

①賠償請求を行っていない被害者が相当数いると予測されるが、時効によりその権利が失われる可能性がある。

(参考)本市の仮払請求者71,612人、本賠償未請求者6,101人

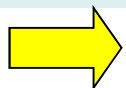


未請求者の掘り起しなど早急な対応が必要



賠償請求について時効を適用しないとする特例法等の整備が必要

②長年築き上げてきた地域の自治的組織やコミュニティ(自治会、消防団など)が崩壊し、再生が不可能な地域も出ているが、それらに対する補償がない。



自治的組織やコミュニティの衰退、崩壊等の社会的な損失に対する補償と支援が必要